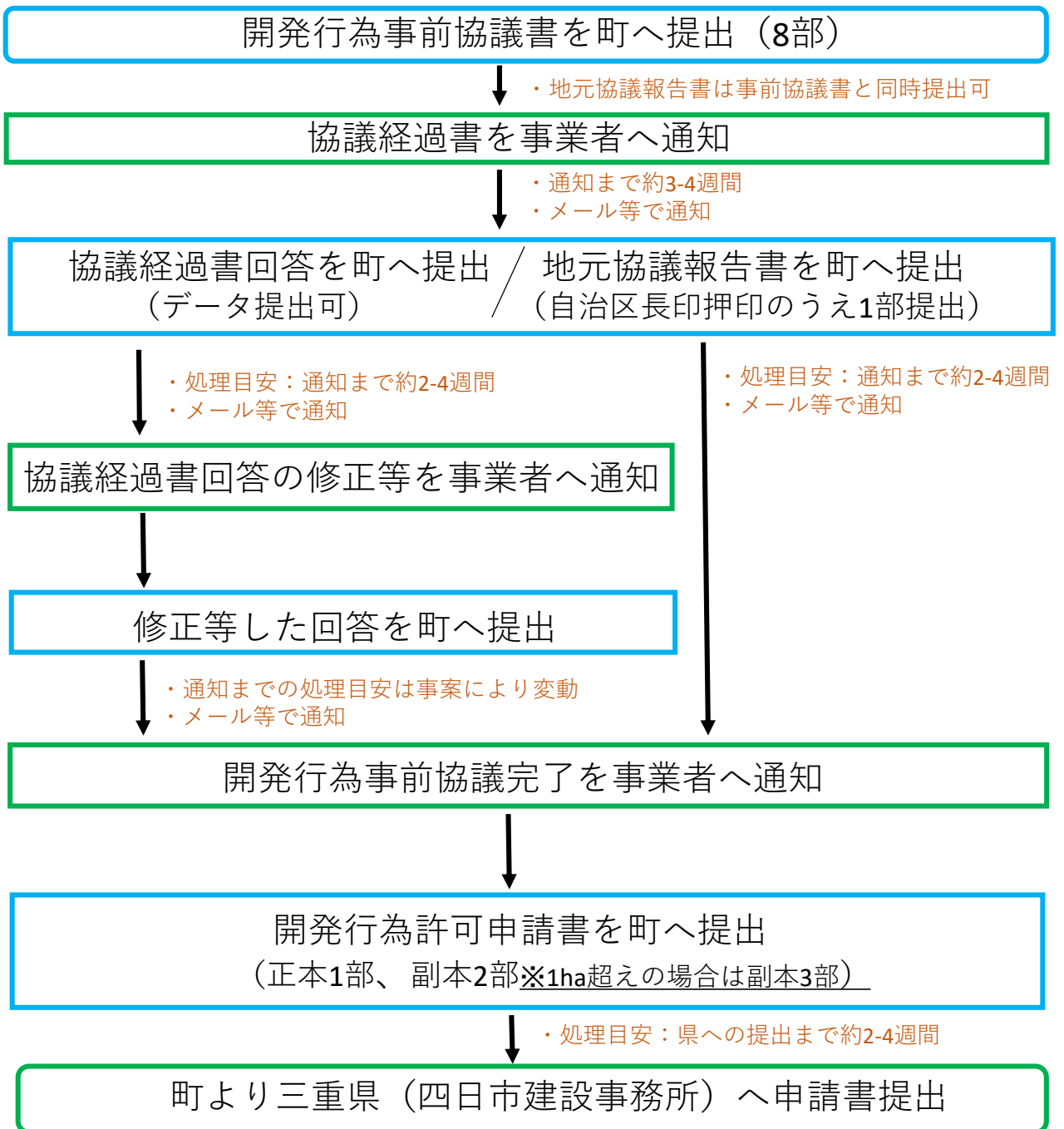


開発行為事前協議～開発行為許可申請までの流れ



【凡例】 青枠は事業者作業 緑枠は町作業

※その他

- ・ 朝日町内の開発行為においては三重県が許可を行います。事前協議以外の開発行為に関することは基本的に三重県に問合せてください。
- ・ 処理目安について書類不備等の是正に要する期間は含まれていません。
- ・ 処理目安について申請の内容や混雑具合などによりこれを超えることもあります。
- ・ 町の処理について事業者等の都合による早期処理の催促等は固くご遠慮願います。
- ・ 町の処理について進捗状況の過度な確認等は固くご遠慮願います。